

育児介護休業法の改正で10/1から『産後/パパ育休』が施行されます。該当する従業員への個別の周知と意向確認も必要になり、場合によっては就規の変更と労基署への届出が必要に！



「令和4年度からの運用開始を目指す」と国交省が公表していた建設業許可・経審電子化の雲行きが怪しくなってきました。国交省のHP『電子申請システムの基本構想』では「現状の書類申請→申請者と許可行政庁双方にとって過大な負担→行政手続コストの削減に向けて電子申請化→生産性向上→建設業の担い手確保を推進」するため令和2年度に調査・検討、3年度に開発、4年度から運用開始…としています

● 許可・経審の電子化で挽回なるか 統計不正の国交省

がまだ始まっていません。最近「来年1月から」と表現が変化。大分県庁に問い合わせたら「当分は書類の申請と並行するが許可の通知書等まで電子化するのは偽造の恐れもあり難しい…」との返答。昭和24年に建設業法が制定され業者の登録制を実施、同46年に許可制に移行する等何度も改正されてきました。平成6年に許可の有効期限を3→5年に変更し更新数が少ない時期になる来年と再来年に電子化開始をあわせたようですが順調に行くのでしょうか？(渡邊あい)



「従業員の未消化の年休を会社の決算期6月にあわせて買い取る事にしたが何か問題は？」との質問が大分市のA社からありました。問題点は2つです。まず①年休の買い取り自体が基本的には違法な事です。憲法に保障された健康で文化的な生活のための有給休暇ですから、退職時に年休が余ると法定以上の有休を福利厚生のために付与していたとか、付与から2年経過して失効するとか言った時以外は違法になります。次に②毎年9月～翌年8月までの1年間の

何が問題？ 決算直前の年休買取 社保料UP 労基法違反

社保料を決める算定基礎届に影響するという点です。この届は4～6月に支給した3か月分の給与総額の平均額を計算して標準報酬月額を決定しますから、会社の6月決算直前に買取手当を支給すると、平均額UPになり先一年間高い社保料（健保・厚年・介護）

を払う事になってしまいます。報酬月額に含まれないものは、年3回以下の賞与や退職手当・慶弔見舞金等に限定されていますので注意が必要ですね。(渡邊健)



当事務所では毎週金曜日の朝9～10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。

豆ニュースを色付けしてメールでお送りすることができます。office@nishiumasakura.ne.jpへお客様の事業所名のみご返信下さい。なおバックナンバーを西馬事務所HPで見ることもできます。